

烏城公園石山地区整備及び管理運営事業

指定管理事業に関する協定書（案）

令和8年4月

岡山市

※ 本協定書（案）は、市、指定管理者及び代表団体の、現時点において想定される本事業の役割分担等を記載したものであり、指定管理者及び代表団体との協議により、必要な範囲で記載内容を修正します。

烏城公園石山地区整備及び管理運営事業 指定管理事業に関する協定書（案）

（趣旨及び用語の定義）

- 第1条 この協定は、岡山市（以下「市」という。）が、岡山市公園条例（昭和35年岡山市条例第11号。以下「条例」という。）第3条に基づき、●●（以下「指定管理者」という。）を指定して行わせる〔烏城公園石山地区（ただし、公募対象公園施設にかかる部分を除く。）〕（以下「施設」という。）の管理、並びに本事業の代表団体である●●（以下「代表団体」という。）を含む本協定の当事者間の権利義務に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条及び第244条の2、条例第3条から第3条の4まで並びに指定通知書に定めるものの他、必要な事項を定めるものとする。
- 2 この協定において使用される用語の意義は、この協定において別途定義されている場合を除き、市と●●及び●●の間で令和●年●月●日に締結された烏城公園石山地区整備及び管理運営事業 基本協定書（以下「基本協定」という。）の定めるところによる。

（施設等の概要）

- 第2条 指定管理者が管理する施設の概要は、以下のとおりとし、その詳細は、市が別に提示する「財産台帳」に掲げるものとする。
- 〔烏城公園石山地区（ただし、公募対象公園施設にかかる部分を除く。）〕
〔住所 〕
- 2 施設に変更がある場合は、市は必要な手続きを行う。
- 3 指定管理者が管理する物品等は、市が別に提示する「物品台帳」に掲げるものとする。

（協定期間）

- 第3条 この協定は、令和●年●月●日から令和●年●月●日まで（以下「協定期間」という。）の管理について適用する。
- 2 前項に定める協定期間の終期は、指定が取り消されたときには、取り消された日までに変更されるものとする。

（管理運営業務の詳細）

- 第4条 条例第3条に定める指定管理者が行う管理に関する業務（以下「管理運営業務」という。）の詳細は、募集要項等及び本件提案に定めるところによる。

(地位の譲渡及び再委託の禁止等)

第5条 指定管理者は、施設の指定管理者の地位及びこの協定によって生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

- 2 指定管理者は、管理運営業務を一括して、又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 3 指定管理者は、事前に書面による市の承認を得た場合は、管理運営業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。
- 4 指定管理者が前項の規定に基づき管理運営業務の一部を第三者に実施させる場合は、全て指定管理者の責任において行うものとする。

(自主事業の実施)

第6条 指定管理者は、施設の設置目的を効果的に達成し、ひいては市民の満足度を上げるため、自主事業以外の施設の指定管理者として実施する業務（以下「指定管理業務」という。）の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用負担により、指定管理業務以外の自主事業を実施することができる。

- 2 指定管理者は、自主事業を実施する場合は、市が指定する期限までに各事業年度の自主事業計画書を提出し、事業内容の事前承認を受けるとともに、必要な範囲で施設使用手続き及び使用料の納付をしなければならない。
- 3 市は、必要があると認めるときは、自主事業実施にあたり、条件を定めることができる。
- 4 自主事業実施に伴う収入及び支出は、指定管理業務に伴う経理と明確に区分して管理しなければならない。

(重要事項変更の届出)

第7条 指定管理者及び代表団体は、代表者、定款、寄附行為等の重要事項に変更があったときは、直ちに市に届け出なければならない。

(事業報告書等)

第8条 指定管理者は、条例第3条の4に定める事業報告書を、毎年度終了後30日以内に市に提出しなければならない。

2 条例第3条の4に定めるものを除く他、指定管理者が管理の実態を把握するために必要な事項のうち事業報告書に記載しなければならないものは、次に掲げるものとする。

- (1) 指定管理業務の実施状況
- (2) 施設の利用状況及び利用料金の収入の実績
- (3) 指定管理業務の収支状況
- (4) 自主事業に係る実施及び収支状況
- (5) 使用料（又は利用料金）の還付及び減免の状況

- (6) 施設の劣化状況（建築基準法第 12 条の点検結果を含む。）
 - (7) その他市が指示する事項
- 3 市は、事業報告書を受領したときは、10 日以内に指定管理者の管理運営業務に係る管理実態点検を実施するものとする。
 - 4 指定管理者は、前項に定める管理実態点検の結果、管理運営業務に不十分な点があったときは、直ちに改善等を実施し、再度、市の点検を受けなければならない。
 - 5 前項に定める再度の市の管理実態点検に要する費用は、指定管理者の負担とする。
 - 6 協定期間の途中において指定を取り消されたときは、第 1 項から前項までの規定を準用する。
 - 7 指定管理者は、事業報告書の他、管理運営業務チェックシート及びモニタリング評価シートによるセルフモニタリング・自己評価を行い、毎年度終了後 30 日以内に市に管理運営業務チェックシート及びモニタリング評価シートを提出しなければならない。
 - 8 指定管理者は、第 1 項から前項までの規定の他、市が管理の実態を把握するために必要な書類の提出を求めた場合は、市が指定する期日までに、その書類を提出しなければならない。

（管理運営業務の確認及び指示）

- 第 9 条 市は、地方自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定により、指定管理者に対し、定期又は臨時に報告を求め、実地調査を実施することができる。
- 2 指定管理者は、前項の規定による実地調査に立ち会うものとし、正当な理由なく立ち会わないときは、調査の結果等について何ら異議を申し立てることができない。
 - 3 第 1 項の規定による調査等の結果、管理運営業務が募集要項等及び本件提案その他の条件を満たしていない場合その他管理の適正を期するため必要があると認めた場合は、市は指定管理者に対して管理運営業務の改善勧告等の必要な指示をするものとする。
 - 4 指定管理者は、前項の指示を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。この場合において、発生する費用は、指定管理者の負担とする。

（指定管理料等）

- 第 10 条 協定期間に係る管理運営業務に必要な経費は、指定管理者の烏城公園石山地区整備及び管理運営事業（以下「本事業」という。）による収入で賄うものとし、市は指定管理者に対して指定管理料の支払を行わない。
- 2 前項の規定にかかわらず、市は指定管理者に対し、市民・関連事業者連携業務に要する費用について、指定管理料とは別に、次項以下の規定に基づき指定管理者に支払う。
 - 3 前項の額については、本事業により整備される公募対象公園施設の設置管理許可にかかる使用料の額等を踏まえ、業務量・実績等に応じて市の予算の範囲内で定めるものとする。

4 第2項の支払時期及び支払方法については、市が別途定めるものとする。

(利用料金)

第11条 市は、施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として收受させるものとする。

2 利用料金は、指定管理者が、条例及び岡山市公園使用に関する取扱要綱に規定する利用料金の範囲内において定めるものとする。ただし、その決定及び改定については事前に市の承諾を受けるものとし、必要に応じて市と指定管理者で協議を行うものとする。

(ネーミングライツ)

第12条 指定管理者は、自らの責任及び費用負担により、施設にネーミングライツを導入することができる。ただし、詳細は、市が別途定めるものとする。

2 ネーミングライツの対象となるのはエリア名及び個別の施設名称とし、実施にあたっては事前に市と協議の上同意を得るものとする。

3 ネーミングライツ事業者が支払うネーミングライツ料は、原則指定管理者の収入とする。

(指定の取消し等)

第13条 市は、指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 前項の指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときとは、岡山市公の施設の管理等に関する規則（平成19年市規則第314号）第9条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 指定管理者が正当な理由なく、地方自治法第244条の2第10項の規定に基づく市の指示に従わないとき。

(2) 指定管理者が市の報告の求めに応じず、又は虚偽の報告をしたとき。

(3) 指定管理者が条例等の規定又はこの協定に違反したとき。

(4) 指定管理者が募集要項等に定められた応募資格を満たさなくなったとき。

(5) 指定管理者の財産につき、滞納処分（その例による処分を含む）、強制執行、担保権の実行としての競売、破産その他の強制換価手続が開始される等経営が悪化し、管理運営業務を行うことが困難になったとき。

(6) 指定管理者の代表者、役員又は従業員が、管理運営業務の遂行にあたり行った行為が、法令、条例、協定等に違反し、又は違反するおそれがあると認められる場合であって、引き続き指定管理者として管理運営業務を継続させることが社会通念上著しく不適當であると認められるとき。

- (7) 指定管理者の管理運営業務の処理が著しく不相当であると認められるとき。
 - (8) 指定管理者が管理運営業務を履行しないとき又は履行の見込みがないと認められるとき。
 - (9) 基本協定が市によって解除されたとき。
 - (10) その他、指定管理者が指定管理者として不相当と認められるとき。
- 3 指定管理者は、指定管理者の責めに帰すべき事由により、指定を取り消され、又は管理運営業務の全部もしくは一部の停止を命ぜられたときは、管理運営業務に要する経費見込み額の年額（自主事業を除く。）の 100 分の 10 に相当する額を違約金として市に支払わなければならない。
 - 4 前項に関わらず、管理運営業務に要する経費見込み額の年額が、利用料金収入見込み額の年額又は利用料金収入見込み額の年額に自主事業により得られる収入見込み額の年額を加えた額に比して著しく低額であると市が認めるときは、利用料金収入見込み額の年額又はこれに自主事業等により得られる収入見込み額の年額を加えた額の 100 分の 10 に相当する額を違約金の額とすることができる。
 - 5 指定を取り消し、又は管理運営業務の全部もしくは一部を停止した場合において、指定管理者に生じた損害、損失及び費用の増加については、市はその賠償の責めを負わない。

（業務の引継ぎ等）

- 第 14 条 指定管理者は、指定管理者以外の者が協定期間終了後に管理運営業務を行う場合には、市又は市が指定する者に対し、協定期間終了までに管理運営業務の引継ぎ等を行わなければならない。
- 2 市は、管理運営業務の引継ぎに必要があると認めた場合には、指定管理者に対して、市又は市が指定する者による施設の視察を請求することができるものとする。
 - 3 指定管理者は、市から前項の請求を受けたときは、それに応じなければならない。ただし、指定管理者が請求に応じることができないやむを得ない事由があると市が認めるときは、この限りでない。
 - 4 指定管理者は、協定期間終了後であっても、市又は市が指定する者に管理運営業務の引継ぎが終了するまでの間は、この協定の定めるところにより、管理運営業務を継続するものとする。

（損害賠償等）

- 第 15 条 指定管理者は、管理運営業務の履行にあたり、指定管理者の責めに帰すべき事由により市又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- 2 前項の場合において、市が損害を受けた第三者に対し損害を賠償したときは、市は指定管理者に対して、賠償額の全部又は一部を求償することができる。

(原状回復義務)

第16条 指定管理者は、協定期間終了後、施設を第23条に定める状態に整えた上で、市に対して施設を明け渡し、及び返還しなければならない。ただし、市の承認を得たときは、この限りでない。

(緊急時の対応)

第17条 指定管理者は、管理運営業務の実施に際し事故や災害等の緊急事態が発生した場合、速やかに必要な措置を講じ、発生する損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努力するとともに、市及び関係者に対してその状況を報告しなければならない。

2 指定管理者は、災害防止、人命救助その他緊急の必要があるときは、臨機の措置を講じなければならない。当該措置を講じたときは、その内容及び結果を直ちに市に報告しなければならない。市は、必要があると認めるときは、指定管理者に対し、臨機の措置を講ずることを求めることができ、指定管理者は、正当な理由がある場合を除き、これに従わなければならない。

3 指定管理者は、利用者の避難、誘導、安全確保、関係機関への通報その他緊急時に必要な対応に関する計画並びに防犯及び防災に関するマニュアル等を整備し、従事者に周知及び指導を行うとともに、必要な訓練を実施しなければならない。また、急病人又は負傷者の発生に適切に対応できるよう、医療機関、消防、警察その他の関係機関との連携体制の確保に努めなければならない。

4 指定管理者は、消防法その他関係法令に従い、施設内の火気管理を徹底するとともに、防火管理者の選任、消防計画の作成、消防用設備等の点検その他必要な措置を講じ、平素から所轄消防署その他関係機関と緊密に連絡し、防火管理の適正を期さなければならない。

5 地震、台風、大雨等の自然災害、第三者による破壊行為その他の事由により、本事業における各施設に重大な損傷が生じた場合には、指定管理者及び代表団体は、利用者、地域住民その他の者に損害が生じないように、初期消火、避難誘導、負傷者の救護、施設封鎖その他必要な応急措置を早急に講じなければならない。この場合において、指定管理者及び代表団体は、当該損傷の発生、状況及び既に講じた措置等を直ちに市に報告しなければならない。

6 市は、大規模火災の発生時には、広域避難場所として指定されている本公園について、指定管理者に対し、必要な範囲で管理運営業務の全部もしくは一部の停止又は臨時休館その他必要な措置を指示することができる。

7 市は、事故や自然災害等（大規模な火災を除く）の発生時には、建物を除く事業用地の全部又は一部を広域の避難場所として指定する場合がある。その場合、市は、指定管理者に対し、必要な範囲で管理物件にかかる業務の全部又は一部の停止を指示することができる。

- 8 市は、事故、自然災害その他の事由により施設が復旧困難な被害を受けた場合、施設を含む事業用地の全部もしくは一部を避難場所として使用する場合又は施設の安全な利用が困難であり緊急に休館その他の利用制限を行う必要があると判断した場合には、指定管理者に対し、必要な範囲で管理運営業務の全部もしくは一部の停止又は臨時休館その他必要な措置を指示することができる。
- 9 市は、前項に基づき管理運営業務の全部又は一部の停止、臨時休館その他必要な措置を指示した場合であっても、指定管理者に対して休業補償は行わない。

(情報管理)

- 第18条 指定管理者、代表団体及び管理運営業務の一部に従事する者は、管理運営業務の実施によって知り得た秘密及び市の行政事務等で一般に公開されていない事項を他へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。協定期間が終了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。
- 2 指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に従い、別に締結する個人情報の取扱いに関する覚書に従い、管理運営業務の実施に際し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
 - 3 指定管理者はその管理運営業務に関して保有する情報の公開について必要な措置を講じなければならない。

(備品の管理)

- 第19条 指定管理者は、別途市が作成する「物品台帳」に示す、市が貸与する物品（以下「備品（I種）」という。）を管理運営業務の実施に必要な範囲内で使用できるものとする。
- 2 指定管理者は、備品（I種）を常に良好な状態に保たなければならない。
 - 3 指定管理者は、備品（I種）が経年劣化等により管理運営業務の用に供することができなくなった場合は、指定管理者の費用により新たに当該備品（I種）を購入し、又は調達するものとする。なお、購入又は調達にあたっては、事前に市と協議するものとする。
 - 4 前項に購入又は調達した備品（I種）の所有権は市に帰属するものとする。
 - 5 指定管理者は、故意又は過失により備品（I種）を毀損滅失したときは、市との協議により、市に対しこれを弁償し、同等の機能及び価値を有するものを購入し、又は調達しなければならない。

(備品の購入等)

- 第20条 指定管理者は、募集要項等に定める指定管理者が準備すべき物品（以下「備品（II

種)」という。)を自己の費用により購入又は調達し、管理運営業務の用に供しなければならない。

- 2 指定管理者は、備品（Ⅱ種）が経年劣化等により管理運営業務実施の用に供することができなくなった場合には、新たに当該備品（Ⅱ種）を購入し、又は調達しなければならない。
- 3 指定管理者は、備品（Ⅱ種）の他、必要に応じ購入又は調達した備品（以下「備品（Ⅲ種）」という。）を管理運営業務実施の用に供することができるものとする。

（公園管理台帳の作成等）

第21条 指定管理者は、公園管理台帳（建築物・建築設備を含む。）により、管理運営業務に関する記録を作成し、保存・管理するものとする。

- 2 指定管理者は、公園管理台帳に加え、文書等の管理規則又は管理要領を作成し、破損・紛失等のないよう適切に文書等の整理・保存・管理を行うものとする。
- 3 前2項により作成した公園管理台帳等は、市の求めに応じて速やかに市の閲覧に供し又は市に提出するものとする。

（協定期間終了時の備品の取扱い）

第22条 協定期間の終了に際して、備品の取扱いについては、次のとおりとする（指定管理者が引き続き指定管理者となる場合を除く）。

- (1) 備品（Ⅰ種）については、指定管理者は、市又は市が指定する者に対して引き継がなければならない。
- (2) 備品（Ⅱ種）については、原則として指定管理者が自己の責任と費用で撤去し、又は撤収するものとする。ただし、市と指定管理者の協議において両者が合意した場合、指定管理者は、市又は市が指定する者に対して無償で引き継ぐことができるものとする。

（協定期間終了時における施設の原状回復）

第23条 指定管理者は、協定期間の終了に際して、施設については、要求水準書に定める水準を満足する状態で市に引き渡すものとする。ただし、内外装その他機材で、経年的な劣化が生じる材料・機材については、適正な管理運営業務が行われ、かつ適正な機能が確保された状態を維持していれば足りるものとする。

- 2 指定管理者及び代表団体は、協定期間の終了にあたり、あらかじめ市と協議の上、終了前検査の日程その他必要な事項を定め、市の立会いの下、前項に定める状態を満たしていることについて、市の確認（以下「終了前検査」という。）を受けなければならない。
- 3 終了前検査の結果、施設が第1項に定める状態を満たしていないと認められる場合、募集要項等で提示した性能又は機能を発揮できない場合又は経年劣化によらない著し

い損傷等が確認された場合には、市は、指定管理者及び代表団体に対し、相当の期限を定めて必要な修繕、更新その他の措置を求めることができる。

4 指定管理者及び代表団体は、前項に基づき市から措置を求められたときは、自らの責任と費用負担により速やかに当該措置を実施し、その結果を市に報告し、必要に応じて再度、市の確認を受けなければならない。

5 指定管理者は、協定期間の満了に際し、同一の指定管理者として引き続き指定を受ける場合には、市が継続的に管理運営の状況を確認できるよう、満了日の3か月前から、施設の管理運営業務に係る実施状況、修繕履歴、未了事項、財産台帳及び物品台帳の更新状況その他市が必要と認める資料を提出し、市と必要な協議を行うものとする。

6 指定管理者は、協定期間の満了に際し、次期指定管理者への引継ぎが必要となる場合には、満了日の3か月前から、前項に定める事項に加え、管理運営業務に係る必要事項、操作要領、申し送り事項その他の関係書類を市に提供し、市及び次期指定管理者への引継ぎに必要な協議及び協力を行うものとする。

7 第3条第2項により協定期間が早期に終了した場合には、指定管理者は、前項に準じて、市が別途指定する時期から、引継ぎに必要な協議及び協力を速やかに行うものとする。

(損害保険)

第24条 指定管理者は、募集要項等に定める市が加入する保険を除き、自己の負担において、必要に応じた火災保険及び損害保険等に加入するものとする。

(不可抗力によって発生した費用の負担等)

第25条 指定管理者は、不可抗力等により損害、損失及び費用の増加が生じたときは、その内容や程度の詳細を書面で市に通知するものとする。

2 市は、前項の通知を受理した場合、当該損害状況の確認を行った上で指定管理者と協議を行い、不可抗力等の判定及び募集要項等に基づく費用負担等を決定するものとする。

3 不可抗力等による指定管理者の損害、損失及び費用の増加については合理性の認められる範囲で市が負担するものとする。ただし、指定管理者が付保した損害保険によりてん補された金額相当分については、この限りでない。

4 前2項の規定にかかわらず、自主事業に関する不可抗力等による指定管理者の損害、損失及び費用の増加については、全て指定管理者の負担とする。

5 不可抗力に伴う市の損害、損失及び費用の増加については、市が負担するものとする。

(談合その他の不正行為の場合における賠償金)

第26条 指定管理者又は代表団体のいずれかが、この管理に関して次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者及び代表団体は連帯して管理運営業務に要する経費見込

み額の年額（自主事業を除く。）の100分の20に相当する額を市が指定する期間内に損害賠償金として支払わなければならない。当該指定管理が完了した後においても、同様とする。

- (1) 公正取引委員会が、指定管理者又は代表団体のいずれかに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項もしくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項もしくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による措置を命じ、当該措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、指定管理者又は代表団体のいずれかに違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が確定したとき。
 - (3) 独占禁止法第77条の規定による抗告訴訟において、指定管理者又は代表団体のいずれかの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
 - (4) 指定管理者又は代表団体のいずれか（指定管理者又は代表団体が法人の場合にあっては、その代表者又は役員、代理人、使用人その他の従業者）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6もしくは第198条又は独占禁止法第89条の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項に関わらず、管理運営業務に要する経費見込み額の年額が、利用料金収入見込み額の年額又は利用料金収入見込み額の年額に自主事業により得られる収入見込み額の年額を加えた額に比して著しく低額であると市が認めるときは、利用料金収入見込み額の年額又はこれに自主事業等により得られる収入見込み額の年額を加えた額の100分の20に相当する額を損害賠償金の額とすることができる。
- 3 第1項の規定は、談合により生じた損害の額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、その超過分につき市が指定管理者及び代表団体に賠償請求することを妨げるものではない。
- 4 指定管理者及び代表団体が第1項の規定に基づく損害賠償金を市が指定する期間内に支払わないときは、市はその支払わない額に当該指定する期間を経過した日から支払をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を指定管理者及び代表団体から徴収するものとする。

（紛争の解決）

第27条 市、指定管理者及び代表団体は、この協定に関し、当事者間に紛争が生じたときは、第三者のあっせん又は調停によりその解決を図るものとする。ただし、当事者のいずれかがあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、この

限りでない。

- 2 市、指定管理者及び代表団体は、特別に定めたものを除き、紛争の処理に要する費用を各自負担する。

(裁判管轄等)

- 第28条 この協定に関する訴訟の提起又は前条に規定するあっせんもしくは調停等は、岡山市役所の所在地を管轄する裁判所又は紛争処理機関に行うものとする。

(秘密の保持)

- 第29条 指定管理者及び代表団体は、この管理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(請求、通知等)

- 第30条 この協定に基づく請求、通知、報告、届出、申出、承認申請、協議の申入れその他一切の意思表示（以下「通知等」という。）は、書面により行わなければならない。

- 2 市による指定管理者又は代表団体に対する通知等は、そのいずれに対しても行うことができる。

- 3 指定管理者又は代表団体による市に対する通知等は、そのいずれからも行うことができる。

- 4 市がこの協定に基づき指定管理者又は代表団体に対して金銭その他これに類するものを支払う場合において、その受領者が代表団体以外の者であるとき、又は指定管理者若しくは代表団体がこの協定に基づき市に対して金銭その他これに類するものを支払う場合において、その支払者が代表団体以外の者であるときは、当該受領者又は支払者は、当該支払又は受領ごとに、事前に、当該受領又は支払に係る権限を証するコンソーシアムにおける共同事業体協定書その他市が必要と認める書類を市に提出しなければならない。

(協議)

- 第31条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、市、指定管理者及び代表団体が協議の上、これを定めるものとする。

(以下余白)

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市、指定管理者及び代表団体が記名押印の上、市が1通を保有し、指定管理者及び代表団体が1通を保有する。

年 月 日

市 住 所 岡山市北区大供一丁目1番1号
(団体名) 岡 山 市
代表者 岡山市長 大森 雅夫 印

指定管理者 住 所
(団体名)
代表者 印

代表団体 住 所
(団体名)
代表者 印